

## インターネット基盤整備基金資産規程(案)

### (設置の目的)

第1条 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「当センター」)における定款第4条に定められた事業のうち次条に定める事業について積極的かつ安定的運営に資するためインターネット基盤整備基金資産(以下「基金資産」)を設ける。

### (適用事業)

第2条 前条の定める事業は以下のとおりとする。

- (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供
- (2) コンピュータネットワークの利用技術研究
- (3) コンピュータネットワークに関する調査研究
- (4) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### (基金資産の構成)

第3条 基金資産は以下をもって構成する。

- (1) 前期繰越収支差額(繰越金)からの繰入金
- (2) 基金資産の運用より生じた収入(以下「運用収入」)からの繰入金

### (基金資産への繰入)

第4条 前条第1号の基金資産への繰入れは、収支予算の定めるところにより行なう。

### (運用収入の処理)

第5条 運用収入は、一般会計の基金資産運用収入として収入するものとする。

2 前項で収入された運用収入は決算時に基金資産に繰入れ、運用するものとする。

### (基金資産の事業資金への充当)

第6条 第2条に規定する事業の実施に要する経費の一部または全部を収支予算に定めるところにより基金資産の一部から充当することができる。

### (運用/管理)

第7条 基金資産は理事長が管理し、安全、有利な方法により運用しなければならない。

運用方法等は別に定める資産運用規程による。

(理事会報告)

第 8 条 基金資産運用に関する計画、結果等の報告は別に定める資産運用規程により行なうものとする。

(繰替運用)

第 9 条 理事長は年度開始当初(第一四半期)において一時的に資金が不足し、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間を定めて基金資産に属する現金を一部取崩し、繰替運用により資金を調達することが出来る。但しこの実行にあたっては理事会の承認を得なければならない。また、繰替運用を行なった場合には、第一四半期内に充当しなければならない。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行なう。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか基金資産に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2010 年 1 月 27 日から施行する。